



令和4年度以降の成人式について

民法の一部改正による成年年齢の引き下げが行われる令和4年度以降の成人式について、開催方針を次のとおりとします。

1 開催方針

- (1) 名称 「はたちの集い」
- (2) 対象者 当該年度に20歳に到達する者
- (3) その他 開催方法（18地区での開催）及び開催時期（1月を基本）については従前どおり。

2 開催方針の考え方（20歳で開催する理由）

- ・今年1月に実施した呉市の新成人及び実施団体に対するアンケート結果から「20歳開催」を望む声が多数を占めた。
- ・受験や就職時期等と重複する18歳での開催では、参加者等の負担も大きい。
- ・対象年齢、開催方法（地区別開催又は統一開催など）や開催時期については、社会意識の変化にあわせて、今後とも適宜見直しを検討していく。

3 参考

(1) 新成人・実施団体アンケート結果（R2.1月呉市実施，新成人763人回答）

対象年齢	20歳	18歳	その他
新成人	92.9%	5.5%	1.6%
実施団体	77.1%	20.8%	2.1%

(2) 他都市の状況（R2.2月聞き取り）

対象年齢	20歳	18歳, 19歳	方針未定
中核市58市	22市 (37.9%)	0市 (0%)	36市 (62.1%)
広島県内23市町	4市町 (17.4%)	0市町 (0%)	19市町 (82.6%)

※広島県内：広島市, 東広島市, 竹原市, 安芸太田町の4市町が20歳で実施と決定